

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年3月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
---------------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400174号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400053号

第1 結論

請求期間①について、請求者の「A事業所」における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の「B事業所C社」における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年1月10日から昭和58年7月1日まで

② 昭和58年10月8日から平成元年2月1日まで

請求期間①について、D市に本店のある「A事業所」に、昭和53年から昭和58年までのうち数年間勤務した。

請求期間②について、E市にある「B事業所C社」に、昭和58年10月8日から平成元年2月1日までのうち1、2年勤務した。

請求期間①及び②については、以前、電話で当時の経営者に厚生年金保険料を払っていたことを確認しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、D市に所在した「A事業所」に勤務した旨主張しているところ、同市に所在するF社の履歴事項全部証明書等により確認できる代表取締役の氏名は、請求者がA事業所の事業主であるとする者の氏名と一致している上、同証明書等により取締役であることが確認できる者は、請求者の勤務期間は不明であるが、請求者がF社で正社員として勤務していた旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、F社及びA事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録はなく、前述の履歴事項全部証明書等に記載されている代表取締役の住所及び同社の所在地へ照会文書を郵送したが、「あて所に尋ねあたりません」として返送されたため、請求者の勤務実態等について回答を得られない上、前述の取締役は、請求者に係る関連資料を保管しておらず、社会保険事務所(当時)に対し請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行ったかは不明である旨回答しており、請求者も請求期間①に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者は、E市に所在した「B事業所C社」に勤務した旨主張しているところ、G社(商号変更後は、C社)の履歴事項全部証明書等により確認できる所在地は前

述の請求者の主張と一致する上、同社は、請求者は勤務していたが、既に記録がないため勤務期間は不明である旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間②においてG社が厚生年金保険の適用事業所となった記録はなく、同社がC社へ商号変更した後の平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、C社は、請求者に係る記録はなく、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したかはわからない旨回答しており、請求者も請求期間②に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務状況並びに厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400191号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年10月1日から平成5年1月1日まで

私がA社に入社してから退職するまでの間、給与は毎年昇給していたが、国の記録によると、請求期間の標準報酬月額はずっと変わっていないことになっている。

以前、A社の同僚が年金記録の見直しをしてもらう際に、私の給与明細書をB年金事務所に提出したことにより、その同僚の記録は訂正されている。

現在、私は、その給与明細書は所持していないが、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社からの給与の振込先とする金融機関の普通預金通帳及び普通預金通帳未記帳取引照合表により確認できる各月の給与振込金額(平成元年11月から平成2年2月まで、同年5月、平成3年3月から同年7月まで、同年11月から平成4年6月まで、同年9月、同年11月及び同年12月)並びに平成3年度市民税県民税納税通知書により確認できる給与収入額(平成2年分)から判断すると、請求者は、請求期間の一部において、同社からオンライン記録の標準報酬月額(18万円)を上回る報酬を支払われていた可能性がうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、そのためには、請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、請求期間当時の代表取締役は死亡している上、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は解散しているほか、解散時の代表取締役は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を得ることができない。

また、前述の普通預金通帳、普通預金通帳未記帳取引照合表及び平成3年度市民税県民税納税通知書からは、請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確

認又は推認することができない。

なお、請求者は、同僚が第三者委員会に年金記録に係る確認の申立て（以下「確認の申立て」という。）を行った際に、自身の給与明細書をB年金事務所（当時は、B社会保険事務所）に提出した旨主張しているところ、日本年金機構B年金事務所は、請求者が提出したとする給与明細書を保管していない旨回答しており、確認の申立て資料の情報保有機関である総務省C管区行政評価局は、当該同僚の確認の申立てに関する資料は、保存期間満了により廃棄している旨回答していることから、請求者が提出したとする給与明細書を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400193号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400055号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認める
ことはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正
を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年4月1日から昭和48年3月21日まで
② 昭和48年3月26日から昭和51年2月21日まで
③ 昭和51年2月21日から昭和51年4月2日まで

請求期間①について、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給
与支給総額より低い額となっている。初任給は12万円で、退社するまで同じだった。

請求期間②について、C社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給
与支給総額より低い額となっている。最初は8万7,000円で、昭和48年10月からは15万円、
昭和49年4月からは25万円、昭和50年3月から退職時までは30万円だった。

請求期間③について、C社の資格喪失年月日が昭和51年2月21日になっているが、同年4
月1日まで勤務していた。

請求期間①、②及び③について、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間① における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡及して訂正され るなどの不自然な形跡もない。

また、B社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者自
身も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間①における給与支給総額及び給
与からの厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確
認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間
①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除
されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間②における標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡及して訂正されるなどの不自然な形跡もない。

また、オンライン記録によると、C社（後にD社へ名称変更）は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の履歴事項全部証明書等によると、同社は解散しているほか、オンライン記録によると、請求期間当時及び解散時の代表取締役並びに請求期間当時の取締役は死亡又は個人を特定できない上、請求者自身も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間②における給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、請求者の雇用保険被保険者記録によると、C社に係る離職年月日は、昭和51年2月20日とされており、当該記録は、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている資格喪失年月日（昭和51年2月21日）と符合していることが確認でき、同原票の記録が訂正されるなどの不自然な形跡もない上、同喪失年月日は、オンライン記録における請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

また、C社は、前記2のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、解散しているほか、請求期間当時及び解散時の代表取締役並びに請求期間当時の取締役は死亡又は個人を特定できない上、請求者自身も給与明細書等をはじめとする記録の訂正に影響を及ぼすような関連資料を所持していないことから、請求期間③における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態並びに厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。